

★我孫子市子育て世帯訪問支援事業★ 利用のご案内

1. 事業の目的

出産後(2か月以内)、家族等から十分な家事や育児等の援助が受けられない家庭に対して、訪問支援員を派遣することによって、産後の生活を支えます。

2. 対象者

我孫子市にお住まいで、産後に家事や育児などを手伝ってくれる人がおらず、心身の不調や育児不安等がある、赤ちゃんがいる家庭。

3. 日数・時間について

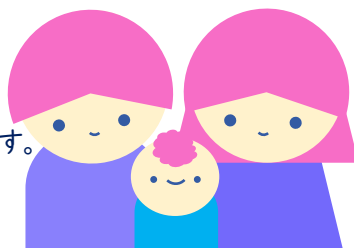
- ☆ 産後2か月未満、(多胎の場合は、産後6か月未満)
- ☆ 1日1回、1時間以上2時間以内
- ☆ 原則28日以内(多胎の場合は、56日以内)
- ☆ 派遣時間は、平日朝9時から夜7時まで(土日・祭日・年末年始『12/29~1/3』を除く)

4. サービス内容について

- ☆ 育児に関すること : 沐浴のサポート、オムツ交換 など (きょうだいの育児や子どもの預かりは含みません)
- ☆ 家事に関すること : 食事の準備や片づけ、買い物、居室の掃除、洗濯 など
- ☆ 育児の相談や助言 : 育児の相談・助言 など

5. 利用料について

- ☆ 1時間あたり 500円(生活保護世帯、市民税非課税世帯は0円)
- ☆ 派遣時間を月ごとに合算し、30分未満は切捨て、30分以上は切り上げて1時間とします。
- ☆ 1日1時間未満の利用の場合は、派遣時間を1時間とします。



6. 支援開始までの流れ

1. 『申請書』及び『サポートプラン』の作成及び提出(こども家庭センターの職員がご自宅を訪問します。)
2. 利用決定通知書・支援計画書・サポートプランを市からご自宅に郵送
利用申請に基づき審査した結果を通知します。利用希望日に定員を超える申し込みがあった場合は調整をしますが、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。
3. 業務委託事業所の『訪問支援員』による事前訪問(支援内容、支援環境の確認)
4. 出産:サービス開始日の確定
出産後は、すみやかに、こども家庭センター(こども総合相談係 04-7185-1123)にご連絡ください
5. サービス利用開始

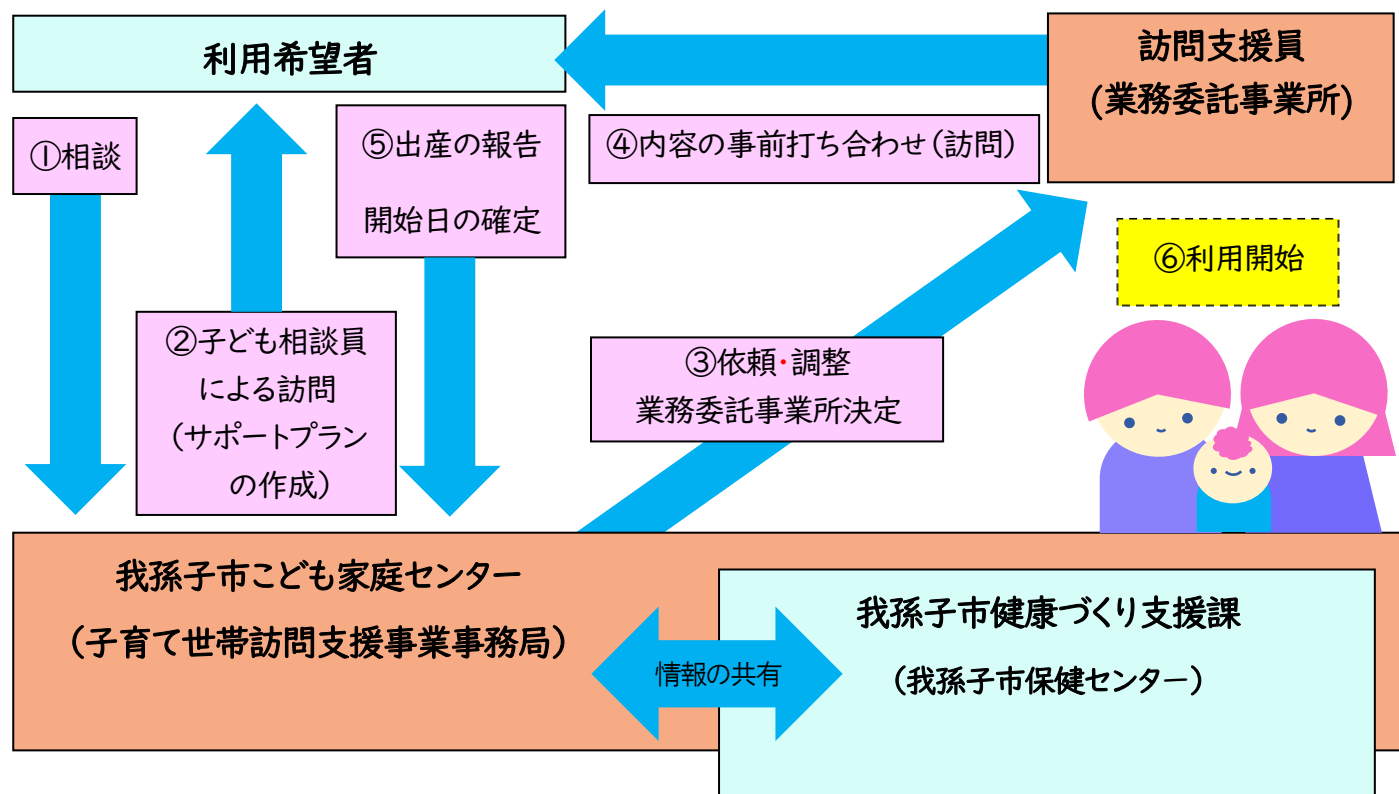
7. 支援開始後

- ☆ 支援内容の相談や利用期間の変更がありましたら、必ず『こども家庭センター』へお申し出ください。
- ☆ 費用の支払(1か月ごとに、『納入通知書』を郵送しますので、納入期限内に必ずお支払いをお願いします)
- ☆ サービス終了後、こども家庭センター職員が再度訪問し『サポートプラン』の評価を行います。

<注意事項>

- ・ご家庭内に、インフルエンザ・感染性胃腸炎などの感染症にかかっている方や疑いの方がいる場合は、訪問支援員の派遣ができませんので、ご了承ください。
- ・キャンセルは分かり次第、遅くとも利用前日までに事業所へご連絡ください。当日のキャンセル(体調不良を除く)や無断キャンセルについては、1時間利用したものとみなし、利用料が発生します。
- ・申請内容に変更がある場合は、速やかに『こども家庭センター 04-7185-1123』へ連絡ください。

★★ご利用までの流れ★★



★★サービス利用の例★★

時 間	サ ー ビ ス の 内 容 (例)	
① 1時間	沐浴～準備、沐浴(サポート)、沐浴後の養護、片づけ	洗濯～洗濯機による洗濯、取り入れ収納
② 1時間	調理と片づけ ～夕飯程度(ご飯、味噌汁、複数品)調理	
③ 1時間30分	沐浴～準備、沐浴(サポート)、沐浴後の養護、片づけ	調理と片づけ ～夕飯程度(ご飯、味噌汁、複数品)調理
④ 2時間	沐浴～準備、沐浴(サポート)、沐浴後の養護、片づけ	調理と片づけ ～夕飯程度(ご飯、味噌汁、複数品)調理
	洗濯～洗濯機による洗濯、取り入れ収納	掃除(2部屋程度)～居室内清掃2部屋程度
⑤ 2時間	買い物(1kmまで) ～内容確認、買い物、品物と金銭確認	調理と片づけ ～夕飯程度(ご飯、味噌汁、複数品)調理
	洗濯～洗濯機による洗濯、取り入れ収納	

<問合せ先>

こども家庭センター(こども総合相談係) TEL 04-7185-1123

・利用の相談 ・出産の連絡 ・支援内容の相談 ・費用に関する相談

妊娠中や産後の健康に関する相談については、健康づくり支援課(保健センター) TEL 04-7185-1126 へご相談ください。